

令和8年度 延岡市訪日旅行助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、国外から延岡市への誘客促進及び市内宿泊の増加を図るため、延岡市内での宿泊を含む訪日旅行を催行する旅行会社等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、延岡市から業務委託を受けた一般社団法人延岡観光協会（以下「協会」という。）とする。

(助成対象旅行)

第3条 助成の対象となる旅行（以下「対象旅行」という。）は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 2026年5月15日から2027年2月28日までの間に催行される旅行であること。
- (2) 発着地が日本国外であること。
- (3) 行程に、次のいずれかの施設での宿泊を含むこと。
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の許可を受けた延岡市内の宿泊施設
 - イ 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の許可を受け、かつ延岡ふるさとツーリズム協議会に加盟している施設
- (4) 観光を目的とした旅行であり、ビジネス出張を主たる目的とする旅行でないこと。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、対象旅行を企画又は販売し、送客責任を有する旅行会社又はランドオペレーターとする。

- 2 ランドオペレーターについては、実質的に旅行商品の造成及び送客管理を行う場合に限り対象とする。
- 3 同一の旅行商品について、複数の事業者による重複申請は認めない。

(助成額)

第5条 助成金の額は、対象旅行の参加者1人につき10,000円（JPY）とする。

- 2 助成対象となる参加者数は、本事業全体で300人を上限とし、予算の範囲内で先着順に助成を行うものとする。
- 3 協会は、助成対象人数が上限に達した場合、新たな申請の受付を終了することができる。

(利用申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行催行前までに、訪日旅行助成事前承認申請書（様式第1号）および行程表を提出しなければならない。

- 2 協会は、申請内容を審査のうえ、助成対象として適当と認めた場合は、訪日旅行助成事前申請結果通知書（様式第2号）をもって申請者に対して承認通知を行うものとする。
- 3 協会は、申請内容が適当でないと認めた場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更及び取消し）

第7条 申請者は、承認を受けた内容に変更が生じた場合又は旅行を中止する場合は、速やかに協会へ報告し、訪日旅行助成中止・変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、対象旅行の終了後、協会が定める期日（14日以内）までに、必要書類を提出しなければならない。

2 前項の必要書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 訪日旅行助成交付申請書兼請求書（様式第4号）
- (2) 宿泊者名簿
- (3) その他協会が必要と認める書類

（宿泊実績の確認）

第9条 協会が、必要に応じて宿泊施設等への宿泊実績、その他申請内容の確認を行う。

（助成金額の確定及び支払い）

第10条 協会は、実績報告書等の内容を審査し、適当と認めた場合は助成金額を確定し、申請者へ支払うものとする。

2 助成金の支払いは、原則として日本円により行うものとする。

3 やむを得ず外貨により支払う場合は、日本円で算定した助成額を、協会が指定する金融機関の為替レートにより換算して支払うものとする。

4 外貨換算に伴い端数が生じる場合は、協会は当該端数を切り捨てることができる。

（助成金の返還）

第11条 協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金を受けたとき。
- (2) 本要領に違反したとき。
- (3) その他協会が不相当と認めたとき。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、協会が別に定める。